門真市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第１条　法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関並びに水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

（委任）

第２条　法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

別表（第１条関係）

１　市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市国民健康保険データヘルス計画及び門真市特定健康診査等実施計画推進委員会	門真市国民健康保険データヘルス計画及び門真市特定健康診査等実施計画を策定し、及び当該計画を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務